株主各位

東京都品川区東品川四丁目12番4号

あんしん保証株式会社

代表取締役社長 雨 坂 甲

第19回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月17日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日 (木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. ⊟ 時 2021年6月18日(金曜日)午前10時

2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル

ベルサール八重洲3階ROOM4・5

本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用 意できる席数が例年より大幅に減少しております。そのため、当日 ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了 承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

第19期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び計算書類 の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して替否の表示をされないときは、替成の意思表示をされたものとして 取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、 当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な ものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を 有効なものとさせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます(https://anshin-gs.co.jp/)。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから 14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://anshin-gs.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

郵送による議決権行使



行使期限 2021年6月17日 (木曜日) 午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに 当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。 なお、同封の個人情報保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 2021年6月17日 (木曜日) 午後6時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使 ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレスhttps://www.web54.net

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

なお、議決権行使書・出席票用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、一回に限り、議決権行使コード及びパスワードの入力を省略いただけます。

■ 株主総会にご出席いただく場合は、同封の出席票を議決権行使書用紙と切り離さず に会場受付へご提出ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話」 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下 さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 [電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

1 注意事項

- 議決権行使のお取り扱いについて
- (1) 議決権の行使期限は、2021年6月17日(木曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使 としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行 使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使 としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて
- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以上

事 業 報 告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動は大きく停滞を強いられ、企業収益や雇用情勢が悪化し、大幅なマイナス成長となりました。世界的に感染は収束しておらず厳しい状況が継続しております。我が国も、依然として感染再拡大の懸念があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことから先行きは不透明な状況で推移しております。

賃貸住宅市場におきましては、令和2年度の新設住宅着工戸数が前年度比8.1%の減少となる中、貸家着工件数は前年度比9.4%の減少となり、4年連続の減少となりました(国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表:建築着工統計調査報告 令和2年度計)が、家賃債務保証サービスに対する需要は、2020年4月の民法改正や単身世帯の増加の影響で高まっております。

このような事業環境のもと、当社は感染拡大時の対面営業自粛、テレワーク、時差出勤、時短勤務などや執務中のマスク着用、オフィス入室時の検温・手指消毒、社内のパーティションの設置やオンライン会議の励行等の感染防止策を実施しながら、コロナ禍の事業活動として以下の施策を実施してまいりました。

営業活動につきましては、当社は、新たな市場として自社管理物件等の新規開拓に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染拡大時は対面の営業活動は自粛して、非対面の営業活動による提案等を継続して実施してまいりました。債権管理につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による滞納債権の増加懸念やテレワーク・時短勤務によりカウンセリング機能の低下懸念がありましたが、各部署の連携による部門間を横断した協力体制をとることにより、求償債権比率は前期比で減少いたしました。また、不動産業界のIT化に対応した電子申込サービス提携企業との連携を開始するなどサービス向上に向けた、web申込・API連携・電子契約等のIT化の促進を継続してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益3,946,730千円(前期比11.4%増)、営業利益672,600千円(前期比75.4%増)、経常利益799,866千円(前期比76.1%増)、税引前当期純利益799,866千円(前期比76.0%増)、当期純利益541,742千円(前期比80.8%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は42,705千円であり、その主なものは、WEBアプリ 開発費用等であります。

・工具、器具及び備品: 1,802千円・ソフトウェア: 7,083千円・ソフトウェア仮勘定: 33,819千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が開始されているものの、変異株の拡大もあり、収束時期は不透明な状況ですが、コロナ禍において、当社は連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくためにトップラインの成長を対処すべき課題として、以下の施策に取り組んでまいります。

① 営業活動について

コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染状況に応じ対面営業や非対面のオンライン営業を実施し、2020年4月の民法改正の影響による家賃債務保証へのニーズを取り込んでまいります。具体的には、管理会社の新規開拓や既存管理会社への営業に加えて、新市場としての一般物件等の新規開拓に積極的に取り組んでまいります。

② 債権管理について

債権管理につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による滞納債権の増加懸念があるため、さらなるカウンセリング機能の強化充実を図り、きめ細かい債権管理を実施するとともに、弁護士及び外部委託先等との連携強化を継続してまいります。

③ IT化について

お客様の利便性や効率化のさらなる向上を図るため、不動産業界のIT化に対応したweb申込・API連携・電子契約等の各種のwebサービスの機能拡充に積極的に取り組んでまいります。

-8 -

④ 人材の育成について

業容の拡大のためには、新卒、中途採用した社員を含めた全社員の育成、教育が重要であります。そのためには、新人研修をはじめとした階層別研修や職種別研修を充実、強化させるとともに、各職場単位でOJTの充実、強化に取り組んでまいります。

⑤ コンプライアンスについて

業容の拡大に向け、コンプライアンスの充実、強化は重要であります。部署別のセルフチェックや内部監査による牽制機能を徹底させるとともに、社内のコンプライアンス研修の充実、強化に取り組んでまいります。

- 9 **-**

(5) 財産及び損益の状況

	区	分	第16期 2018年3月期	第17期 2019年3月期	第18期 2020年3月期	第19期 (当事業年度) 2021年3月期
営業	収	益 (千円)	2,741,968	3,182,718	3,542,472	3,946,730
経常	利	益 (千円)	160,850	340,045	454,301	799,866
当 期	純 利	益 (千円)	96,858	209,066	299,673	541,742
1株当力	こり当期	純利益(円)	5.39	11.63	16.67	30.14
総	資	産(千円)	2,979,913	3,932,383	5,054,147	6,271,533
純	資	産(千円)	1,999,288	2,172,793	2,435,649	2,941,253
1株当	たり純	資産額(円)	110.81	120.44	135.11	163.25

⁽注) 記載金額は、1 株当たり当期純利益、1 株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

家賃債務保証事業

(8) 主要な営業所(2021年3月31日現在)

本			社	東京都品川区
札	幌	支	店	札幌市中央区
仙	台	支	店	仙台市青葉区
新	潟	支	店	新潟市中央区
さ	いた	ま支	店	さいたま市大宮区
東	京	支	店	東京都品川区
名	古屋	麦麦	店	名古屋市中区
大	阪	支	店	大阪市北区
岡	Щ	支	店	岡山市北区
福	岡	支	店	福岡市博多区
沖	縄	支	店	沖縄県那覇市

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
132名				15名増		35	.0歳		5.5年

- (注) 1. 使用人数には、嘱託社員 9名、パート社員11名を含んでおります。
 - 2. 平均年齢・平均勤続年数には、嘱託社員、パート社員、出向受入者が含まれておりません。
 - 3 前事業年度に比べ使用人数が15名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中 採用を強化したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

			借	入	先				借入残高
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 63,288,000株

(2) 発行済株式の総数 17,976,600株 (自己株式112株を含む)

(3) 株主数 3,975名

(4) 大株主 (上位10名)

			₩: -	主 名				当社への出資状況		
			1本 =	E 1				持 株 数	持株比率	
ア	イ	フ	ル	株	尤	会	社	6,408,000株	35.65%	
雨			坂				甲	1,995,300株	11.10%	
UBS	AG LOND	ON A/(C IPB S	EGREGAT	ED CLI	ENT ACC	OUNT	891,300株	4.96%	
小		Ш			秀		男	544,400株	3.03%	
S	МВ	С	日興	証券	株株	式 会	社	499,300株	2.78%	
高		橋			誠		_	463,500株	2.58%	
Α	G +	ヤ	ピ	タル	株	式 会	社	378,000株	2.10%	
政	岡	土	地	株	式	会	社	308,700株	1.72%	
石		井			恒		男	287,800株	1.60%	
谷			村				豊	216,600株	1.20%	

⁽注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) **当事業年度末日における役員の保有する新株予約権の状況** 該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人又は子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2021年3月31日現在)

氏			名	地	,	位	担当及び重要な兼職の状況
雨	坂		甲	代 表 社	取締	役 長	コンプライアンス部担当
海	原	範	隆	常務	取 締	役	営業部担当 カスタマーセンター担当
中	西	光	明	取	締	役	管理部担当
関	原	昌	浩	取	締	役	債権管理部担当
佐	藤	正	之	取	締	役	アイフル株式会社代表取締役専務執行役員 ライフカード株式会社取締役執行役員
伊	藤	孝	二	取 (常勤監	締 査等す	役 員)	
下	條		尚	取 (監査	締 等 委	役 員)	ライフカード株式会社執行役員営業副本部長 すみしんライフカード株式会社営業本部長 アイフルギャランティー株式会社取締役
村	上		寛	取(監査	締 等 委	役 員)	弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所パートナー

- (注) 1. 伊藤孝二氏、村上寛氏は、社外取締役であります。
 - 2. 他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通していることから、伊藤孝二氏を常勤監査等委員に選定しております。
 - 3. 当社は、社外取締役である村上寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と 締結しております。当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者 である各役員による負担はありません。補償の内容は、法律上の損害賠償金、訴 訟費用等としております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は継続的な企業価値の向上および企業競争力を強化するため、優秀な人材の確保を可能とする水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、会社の業績、職務執行の成果・実績といった貢献に応じて評価を行い、報酬ランク表に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬については、株主総会の決議で、取締役(監査等委員である取締役を除く)の年間報酬総額の上限を2億円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円としております。(株主総会決議日:2015年6月18日)当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

定款では、取締役の員数は10名以内、うち監査等委員である取締役の員数は5名以内と規定しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、株主総会決議による取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長 雨坂 甲にその決定を委任しておりますが、評価の公平性・透明性を担保する為、二次評価者として人事委員会を設置しております。監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬は、固定報酬のみであります。

(5) 取締役の報酬等の額

	報酬等の	報酬等0	報酬等の種類別の総額(千円)				
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)		
取締役 (監査等委員を除く)	74,386	74,386	_	_	4		
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,960 (13,960)	13,960 (13,960)	_	_	2 (2)		

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 取締役村上寛氏は、弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所のパートナーであ ります。弁護士法人大江橋法律事務所は、当社と特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況		
取締役 (監査等委員)	伊藤孝二	当事業年度に開催された取締役会には20回中 20回、また、監査等委員会に13回中13回出席 し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており ます。		
取締役 (監査等委員)	村 上 寛	当事業年度に開催された取締役会には20回中 19回、また、監査等委員会には13回中13回出 席し、主に弁護士としての専門的見地から、必 要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。		

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会に出席して、自らの知見に基づき、経営の方針や改善等の重要な事項 について、意見を述べ、意思決定に参加することで経営の監督を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の状況

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

19.250千円(税込)

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

あんしん保証株式会社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正 その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、 実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を 目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等 を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関す る状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
 - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の 監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役 会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
 - ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れが ある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報 告する体制を整える。
 - ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。
 - ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固 として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然 とした対応を行うための体制を整える。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料(電磁的記録を含む)そ の他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・ 保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスク の種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の 重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督す る。
 - ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人 に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はそ の指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。
 - ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前 に得るものとする。

- ⑥ 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議において監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が適切に対応できる体制を整える。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が法令・定款・社内 規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに 監査等委員会に報告する体制を整える。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が財務報告に係る内 部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監 査等委員会に報告する体制を整える。
 - ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が 必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告をした場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員 の求めに応じて適切に処理するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
 - ・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行 為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
 - ・監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築に関する基本方針」の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制
 - ・コンプライアンス規程・インサイダー取引防止規程及び細則・特定個人情報 取扱い基本方針・個人情報関連規程・回収管理細則等、コンプライアンス諸 規程は、整備運用されており、法令及び社内規程違反が発覚した際、トラブ ル事案処理規程・顛末書及びオペレーションミス記録簿マニュアルに基づき 改善策とともに報告書を作成、コンプライアンス部が検証している。

顛末書事案に関しては、取締役会に報告、懲戒処分基準に則し、賞罰会議で 処分決定後、当事者・管理者に伝達している。

- ・コンプライアンス部が内部監査を担当し、結果はワークフローにて取締役に 報告している。又、監査等委員会に報告する体制は、整備運用されている。
- ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内 通報制度規程に則った報告や各取締役の相互牽制による取締役会の運営がさ れている。監査等委員会の事務局はコンプライアンス部の担当者が含まれ、 情報を密にする体制は整備運用されている。
- ・社内通報制度規程が制定されている。
- ・反社会的勢力に対する基本方針を宣言し、当社ホームページ及び各拠点に掲示している。警察〇Bを顧問及び調査役として招いている。暴追センターに加入し、反社会的勢力に関するデータを適切に取得し、審査等の取引に活用する態勢が整備運用されている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程及び取締役会規程に基づき株主総会議事録・取締役会議事録そ の他規程に定める文書を管理・保管する体制を整備し運用している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理委員会は、半期に一度のペースで開催するという規程に基づき適 正に実施され、議論や報告がなされている。
 - ・大規模自然災害発生の訓練、及びIT基幹システム障害時の訓練を毎年計画し、 実施されている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会は、月1回開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されている。経営上の重要な項目については、規程に基づき適正に担当役員から上程、議論の結果取締役会において、意思決定されている。各取締役の職務についても、職務権限に基づきワークフローによる承認、重要会議への出席等を通じ、部下に指示や指導がなされ議事録等が提出されている。
 - ・取締役会規程が施行されており、適正に運用がなされている。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会の事務局をコンプライアンス部とし、主として常勤監査等委員 を中心に、監査等委員会へ報告事項や職務執行についての指示があり、所属 部署の取締役には独立性の説明を事前にしており関与を受けていない。

- ⑥ 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役会をはじめとする重要な会議に監査等委員が出席し、必要に応じ意見 を述べ説明を求め対応できる体制は取られており、議事録等においても記録 されている。
 - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、不祥 事件に関する規定及び社内通報制度規定に則りコンプライアンス部に報告が なされる体制が整備されており、コンプライアンス部は監査等委員会に報告 する体制になっている。
 - ・財務報告に係る内部統制の状況、及び内部監査部門の活動は、監査等委員会 に適宜報告している。
 - ・稟議書および報告書等、ワークフローの決裁を監査等委員は閲覧できる体制になっている。
 - ・通報者の保護は社内規程において明文化されており、公正な調査を実施し、 通報者の不利益とならない体制としている。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・四半期毎に三様監査が実施され、会計監査人から必要に応じて説明を受ける 体制が整備され、管理部担当役員が同席し運用されていることを確認してい る。
 - ・常勤監査等委員を中心に顛末書事案や監査結果報告を通じ、不正等を未然に 防止する対策を議論する環境が整っており、場合によっては指示がなされて いる。
 - ・常勤監査等委員を中心に日々の業務について不明な点は、適宜説明を求める ことがなされている。また、定期的に取締役から業務執行状況の報告を受け ている。

⁽注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位:千円)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金 額	科目	金 額
【流動資産】	5,784,048	【流動負債】	3,317,276
現金及び預金	1,220,778	短期借入金	300,000
営業未収入金	525,930	営 業 未 払 金	266,214
求 償 債 権	1,211,298	未 払 金	67,711
収納代行立替金	3,307,582	未 払 費 用	23,223
前 払 費 用	31,968	未払法人税等	178,849
その他	15,200	収納代行預り金	2,076,093
貸倒引当金	△528,710	預 り 金	10,735
		前 受 収 益	210,093
【固定資産】	487,484	賞与引当金	76,034
有形固定資産	23,288	保証履行引当金	79,314
建物	17,743	そ の 他	29,006
工具、器具及び備品	5,544	【固定負債】	13,003
無形固定資産	243,894	その他	13,003
ソフトウェア	179,961	負 債 合 計	3,330,280
ソフトウェア仮勘定	62,294	純 資 産	の部
その他	1,638	【株主資本】	2,934,533
投資その他の資産	220,302	資 本 金	680,942
投資有価証券	500	資本剰余金	435,942
長期前払費用	830	資本準備金	435,942
繰延税金資産	161,407	利益剰余金	1,817,681
その他	57,564	その他利益剰余金	1,817,681
		繰越利益剰余金	1,817,681
		自己株式	△33
		【評価・換算差額等】	83
		その他有価証券評価差額金	83
		【新株予約権】	6,636
		純 資 産 合 計	2,941,253
資 産 合 計	6,271,533	負債・純資産合計	6,271,533

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

損益計算書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位:千円)

		科			Ħ			金	額
I. ž	営		業		収		益		3,946,730
I. ž	営		業		費		用		3,274,130
		営	1	集	利		益		672,600
田. 智	営	業		外	Ц	又	益		
5	受		取		利		息	13	
5	受	取		配	=	当	金	7	
5	受	取	遅	延	損	害	金	69,380	
作	賞	却	債	権	取	立	益	24,432	
Į Į	助	成		金	Ц	Z	入	40,637	
7	そ			の			他	2,760	137,232
IV. Ž	営	業		外	乽	責	用		
3	支		払		利		息	9,967	9,967
		経	ŕ	常	利		益		799,866
		税弓	前	当	期約	屯 利	益		799,866
		法人和	脱、	住民	税及で	び事業	 能税		248,567
		法ノ	₹	说 等	手調	整	額		9,557
		当	期	糸	ŧ	利	益		541,742

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

株主資本等変動計算書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位:千円)

		株主資本										
		資本剰余金	利益剰余金									
	資 本 金	資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計							
当期首残高	680,942	435,942	1,311,892	△33	2,428,743							
当期変動額												
剰余金の配当	-	_	△35,952	-	△35,952							
当期純利益	-	-	541,742	-	541,742							
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-							
当期変動額合計	-	-	505,789	-	505,789							
当期末残高	680,942	435,942	1,817,681	△33	2,934,533							

(単位・千円)

				<u>(単位・十円)</u>	
	評価・換	算差額等			
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	△30	△30	6,936	2,435,649	
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△35,952	
当期純利益	-	-	-	541,742	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	113	113	△299	△185	
当期変動額合計	113	113	△299	505,603	
当期末残高	83	83	6,636	2,941,253	

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりです。

建 物 3年~15年

工具器具備品 5年~20年

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、 償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年 間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失 見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、 損失負担見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上 しております。

(4) 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料とに区分されております。初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

(5)消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 貸倒引当金

528.710千円

債権の貸倒による損失に備えるため、顧客の入金状況等を勘案した社内格付け等により債権を分類し、過去の一定期間における貸倒実績率等により算定した損失見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増し又は貸倒損失が発生する可能性があります。なお、通常の貸倒引当金の見積方法による計上に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧

客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積方法による見積り 結果の中央値を追加計上しております。

② 保証履行引当金

79.314千円

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増しが発生する可能性があります。なお、通常の保証履行引当金の見積方法による計上に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積方法による見積り結果の中央値を平均貸倒引当率の算定に反映しております。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 29,324千円

(2) 保証債務

債務保証額(月額) 14.637,040千円 ※1

再保証額 568,280千円 ※ 2

保証履行引当金 △79,314千円

差引額 15,126,006千円

※1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

※2 ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 41,585千円

短期金銭債務 3,996千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(支出分) 2,033千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数		当事業年度減少株式数	
普通株式	17,976,600株	_	_	17,976,600株

(2) 自己株式の総数に関する事項

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 112株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項 事業年度の末日において発行している新株予約権の数 当該新株予約権の目的となる普通株式の数

133個

39,900株

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	35,952	2.00	2020年 3月31日	2020年 6月22日

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

53,929千円

② 1株当たり配当額

3.00円

(うち普通配当2.00円 特別配当1.00円)

③ 基準日

2021年3月31日

④ 効力発生日

2021年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳 繰延税金資産

前受保証料否認	64,340千円
保証履行引当金繰入超過額	24,289千円
貸倒引当金繰入超過額	31,969千円
賞与引当金繰入超過額	26,427千円
未払事業税	10,076千円
長期前受保証料否認	2,328千円
その他	4,828千円
小 計	164,261千円
評価性引当額	△2,817千円
繰延税金資産合計	161,444千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金△36千円繰延税金負債合計△36千円繰延税金資産の純額161,407千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、資金運用については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,220,778	1,220,778	-
(2) 営業未収入金	525,930	525,930	-
(3) 収納代行立替金	3,307,582	3,307,582	-
(4) 投資有価証券	500	500	-
(5) 求償債権	1,211,298		
貸倒引当金(※)	△528,710		
	682,588	682,588	-
資産計	5,737,380	5,737,380	-
(1) 営業未払金	266,214	266,214	-
(2) 短期借入金	300,000	300,000	-
(3) 収納代行預り金	2,076,093	2,076,093	-
負債計	2,642,308	2,642,308	-

^(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金 これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- (1)営業未払金、(2)短期借入金、(3) 収納代行預り金 これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (注2) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象 とはしておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	アイフル株式会社	(被所有) 直接 35.6% 間接 2.1%	諸経費の支払 (注1)	業務の委託	497	未払金	161
その他の関係会社の子会社	ラ イ フ カ ー ド 株式会社	なし	業務提携契約 (注2) 債務の保証 (注3) 代位弁済 (注3)	業 包保 包保 立保 対 債契 債契 債契 債契 債契 債契 債 対 債 契 債 契 気 を が の の の が が が が が が が が が が が が が が が	806,096 574,153 334,846		_
			立替家賃の 回収委託	立替家賃の 回収	602,017	収納代行 立替金	41,585

(注)取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場 価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注2) ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注3) ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)に ついて再保証及び代位弁済を行っております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

163円25銭

(2) 1株当たり当期純利益

30円14銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも当面は続くとの前提のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態及び経営成績の状況に影響を及ぼす可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

あんしん保証株式会社 取締役会 御中

ひびき 監 査 法 人

大阪事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 岡田 博憲 ®

業務執行社員 公認会計士 黒 﨑 浩 利 即

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あんしん保証株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(会社の内部統制に係る体制全般)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

 2021年5月18日

 あんしん保証株式会社 監査等委員会

 常勤監査等委員 伊藤 孝二 即

 監査等委員 村上 寛 即

 監査等委員 下條 尚 即

(注) 監査等委員 伊藤 孝二及び村上 寛は、会社法第2条第15号及び 第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針及び株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、普通配当金2円のほか、特別配当として1円を増配し、1株当たり3円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金3円00銭 総額 53,929,464円 内訳 普通配当2円00銭 特別配当1円00銭
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月21日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

定款第20条第1項の規定により、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	^{あめ さか} まさる 雨 坂 甲 (1958年12月19日生)	2005年12月2018年5月2019年6月2021年1月	当社取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長営業部管掌 コンプライアンス部担当 当社代表取締役社長営業部担当 コンプライアンス部担当 当社代表取締役社長コンプライアンス部担当	1,995,300株
2	がい はら のり たか 海 原 範 隆 (1961年6月6日生)	1998年6月 2005年9月 2007年3月 2007年4月 2011年12月 2017年4月 2017年6月 2018年5月	株式会社日本債券信用銀行 (現、株式会社あおぞら銀行)入行 株式会社あおぞら銀行 (現、株式会社あおぞら銀行)公共法人の 共法人の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大	5,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	なか にし みっ あき 中 西 光 明 (1955年11月3日生)	1987年12月 1997年5月 2005年6月 2008年6月 2012年6月	住友生命保険相互会社入社 国際証券株式会社(現 三菱U FJモルガン・スタンレー証券 株式会社)入社 同社名古屋公開引受部長 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社()入社 投資部長 同社執行役員 当社管理本部長 当社取締役管理部担当 (現在に至る)	5,000株
4	te t	1994年 4 月 2009年 9 月 2012年 7 月 2017年 7 月	アイフル株式会社入社 同社東日本3課長 同社管理本部支配人 同社内部監査部長 同社管理推進部長 当社顧問 当社取締役債権管理部担当 (現在に至る)	0 株
5	で 佐藤正之 (1957年9月9日生)	2010年4月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2014年6月 [重要な兼職のライフカー	アイフル株式会社入社 同社取締役常務執行役員 当社取締役 (現在に至る) アイフル株式会社取締役 専務執行役員 ライフカード株式会社取締役執 行役員 (現在に至る) アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員 (現在に至る) 状況] ド株式会社取締役専務執行役員 会社代表取締役専務執行役員	0 株

- (注)1.各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2.各候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日時点における株式の数を記載しています。
 - 3.当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。佐藤正之氏が監査等委員でない取締役として再任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

定款第20条第2項の規定により、現在の監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査等委員である取締役2名の選任とともに新任の1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、村上寛氏と神蔵重明氏の両氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役候補者であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	しも じょう ひさし 下 條 尚 (1965年12月6日生)	2010年1月 2011年7月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2019年6月 2020年4月 [重要な兼職の ライフカード すみしんライ	株式会社ライフ(現 アイフル株式会社)入社 同社営業2部長 ライフカード株式会社 営業2部長 同社執行役員 経営企画部・経 理部・財務部担当 兼 経営企画部・ 同社執行役員 経営企画部・ 財務部担当 兼 経営企画部長 すみしんライフカード株式会社 営業本部長(現在に至る) 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) ライフカード株式会社執行役員 営業副本部長(現在に至る) ライフカード株式会社執行役員 営業副本部長(現在に至る) サ状況] 株式会社執行役員営業業本部役 フカード株式会社 取締役	0 株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		所 有 す る 当社株式の数
2	がみ ひろし 村 上 寛 (1969年10月11日生)	1992年4月 東レ株式会社入社 1996年10月 南・井窪・片山法律事務所入 所 第一東京弁護士会所属 (1996年登録 48期) 2002年8月 Pillsbury Winthrop (New York) (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP) (現 ピルズベリーウィンスロップショウピットマン(総合法律事務所)) ニューヨーク州弁護士(2003年登録) 2003年8月 弁護士法人大江橋法律事務所入所(現在に至る) 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現在に至る) [重要な兼職の状況] 弁 護 士 法 人 大 江 橋 法 律 事 務 所東京 事 務 所 パートナー	0株
3	かみ くら しげ ^{あき} 神 蔵 重 明 (1952年1月18日生)	1974年3月 警視庁入庁 1988年3月 杉並警察署 警部 1999年3月 警視庁 警視 2008年3月 警護課長 警視正 2009年2月 麹町警察署長 2012年2月 警視長 2012年4月 株式会社弥生共済会 代表取締 役社長 2018年4月 当社顧問 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2.各候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日時点における株式の数を記載しています。
 - 3.下條尚氏を監査等委員として選任した理由は、他社での長年の管理職経験、執行役員、取締役としての経験があり、業務管理に精通していることを当社に生かすことが期待されるからであります。

村上寛氏を監査等委員である社外取締役として選任した理由は弁護士の資格を有し、法律の 見識に富むことを当社に生かすことが期待されるからであります。

神蔵重明氏を監査等委員である社外取締役として選任した理由は、警察組織で培った豊富な 経験と知見やその関係会社で経営者として培ったガバナンスに対する知見を当社に生かすこ とが期待されるからであります。

- 4. 村上寛氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
- 5.当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。下條尚氏、村上寛氏が監査等委員である取締役として再任された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。神蔵重明氏が監査等委員である取締役として就任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である候補者は次のとおりであります。

また、伊賀幸一氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の補欠の監査等 委員である候補者であります。

2002年4月 アイフル株式会社入社 2011年7月 同社 監査役室 課長補佐	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
	伊 賀 幸 一	2011年7月2015年6月	同社 監査役室 課長補佐 エルシステムサービス株式会社 (現 アイフルギャランティー 株式会社) 監査役 アイフル株式会社監査等委員会 室課長補佐(現在に至る) ビジネクスト株式会社 (現 アイフルビジネスファイナンス株式会社) 監査役 アストライ債権回収株式会社) 監査役 アストライパートナーズ株式会社(現 アイフルパートナーズ 株式会社) 監査役	0株

- (注)1.候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2.候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日時点における株式の数を記載しています。
 - 3. 伊賀幸一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 4. 伊賀幸一氏を補欠の監査等委員である社外取締役として選任した理由は、他社で監査役を務めた経験があり、監査の業務に精通していることを当社に生かすことが期待されるからであります。
 - 5.当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。伊賀幸一氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。伊賀幸一氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

	〈メ	モ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

第19回定時株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲3階ROOM4・5



▼交通のご案内

日本橋駅 | A7出口 直結(東西線・銀座線・浅草線)

「東京駅」 八重洲北口徒歩5分(IR線・丸ノ内線)

(お願い)

※会場へは地下1階より、エレベーターで3階へお越しください。 ※会付は3階ROOM4でいたしております。 昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせて いただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。